

## 介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開「見える化要件」について

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和6年介護報酬改定に伴い、現行の処遇改善制度に代わり6月より介護職員処遇改善加算が一本化され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたっては、下記の要件を満たしている必要があります。

### 【介護職員等処遇改善加算の算定要件】

- A. 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得していること。
- B. 職場環境等要件について、複数の取組みを行っていること。
- C. 処遇改善加算に基づく取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

Cの「見える化」要件とは、介護サービスの情報公表制度 や自社のホームページを活用して、介護職員等処遇改善加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

### 【加算の取得状況】

施設名	介護サービス種別	取得加算
特別養護老人ホーム宗玉園	介護老人福祉施設	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（14.0%）
	短期入所生活介護	介護職員等処遇改善加算Ⅱ（13.6%）
老人保健センターコスモス	介護老人保健施設	介護職員等処遇改善加算Ⅱ（7.1%）
	短期入所療養介護	介護職員等処遇改善加算Ⅰ（7.1%）

### 【介護職員等処遇改善加算に関する具体的な取り組み内容】

項目	法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	◇法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	◇他業種からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	◇働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	◇職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	◇有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	◇短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	◇事故・トラブル等への対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	◇タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等のロボットやセンサー等の導入による業務量の削減
	◇高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
	◇業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業分担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	◇ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	◇利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供